

「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2026」協賛企業募集要項

広島県では、平成25年度から「魅力ある建築物創造事業」を創設し、設計プロポーザルにより、魅力ある公共建築物の創造に取り組むと共に、人材育成として、全国の建築学生を対象としたひろしま建築学生チャレンジコンペ（以下「コンペ」という。）に取り組んでいます。

今年度のコンペの実施に先立ち、コンペの更なる発展・魅力向上を目指し、本事業の趣旨に賛同し、コンペ最優秀作品賞受賞者等へ賞金を提供していただける企業を募集します。

お申込みを希望される場合は、この要領のほか、「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2026」協賛企業募集に係る仕様書及び「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2026」協賛企業募集に係る契約書をご承知の上、お申込みください。

1 募集概要等

(1) 募集の目的

コンペの更なる発展・魅力向上を目指し、コンペ賞金の財源の確保を目的としています。

(2) 募集の概要

コンペ最優秀作品賞等受賞者等に副賞として賞金を提供していただき、コンペの実施及びコンペ関連イベントの実施にご協力いただける企業を募集します。

協賛企業は、コンペチラシ等に企業名及び企業のロゴマークの掲載、また公開審査会等の場における広報活動が可能です。

(3) 協賛内容

協賛金は1口10万円（複数口も可）とします。なお、協賛金は、コンペ最優秀作品賞受賞者等に、広島県が指定する金額分を賞金として提供していただきます。

(4) 協賛企業への特典

協賛金（口数）に応じて、別表の通り広報活動の場を提供します。

(5) 協賛・契約期間

協賛開始日～令和8年（2026年）12月末

(6) 協賛金支払時期

令和8年（2026年）11月開催の最終審査会時を予定しています。

(7) 募集の仕様

「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2026」協賛企業募集に係る仕様書のとおりです。

2 応募要件

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができます。

ただし、協賛企業として広島県知事が不相当と認める場合は、応募資格を有しません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 公募開始の日から協賛企業選定結果通知を受ける日までの間で、いずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種を営むものでないこと。
- (5) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業を営むものでないこと。
- (6) 広島県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 政治又は宗教性のある事業を行う団体等でないこと。
- (8) その他社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種及び事業者でないこと。

3 応募手続き

応募される方は、次のとおり、申請書類を提出してください。なお、提出された書類は返却いたしませんのでご了承ください。

応募期間	令和8(2026)年5月19日(火)から5月26日(火)12時まで
応募方法	申請に必要な書類、企業のロゴデータをメールに添付し提出してください。
提出書類	(様式第1)「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2026」協賛申込書
申込先	広島県 土木建築局 営繕課 営繕企画グループ 〒730-8511 広島市中区基町10-52 電 話：(082)513-2311 F A X：(082)224-6411 メール：doeizen@pref.hiroshima.lg.jp
備考	協賛金額が想定金額に達した場合、募集を終了する場合があります。

4 協賛企業の選定方法等

(1) 協賛企業の選定方法

ア 応募者の確認

応募者について、応募資格などに基づき、適否を確認します。

イ 具体的な選定方法

応募資格を有していることが確認できた企業等について、必要に応じてヒアリングを行い、先着順に選定します。協賛金額が想定金額に達した場合、募集を終了する場合がありますので予めご了承ください。

(2) 協賛企業の通知方法

選定された者に対しては(様式第2)「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2026」協賛選定結果通知書を、選定されなかった者に対しては(様式第3)「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2026」非選定結果通知書を、書面により通知します。なお、選定結果に係る照会及び異議申立等は受理しません。

5 無効な応募等

(1) 次のいずれかに該当する応募は無効とします。

ア 不正行為による応募

イ (様式第1)「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2026」協賛申込書に虚偽の記載を行ったもの

ウ (様式第1)「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2026」協賛申込書の協賛金額、氏名、又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

エ (様式第1)「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2026」協賛申込書の記名を欠くもの及び協賛金額を訂正したもの

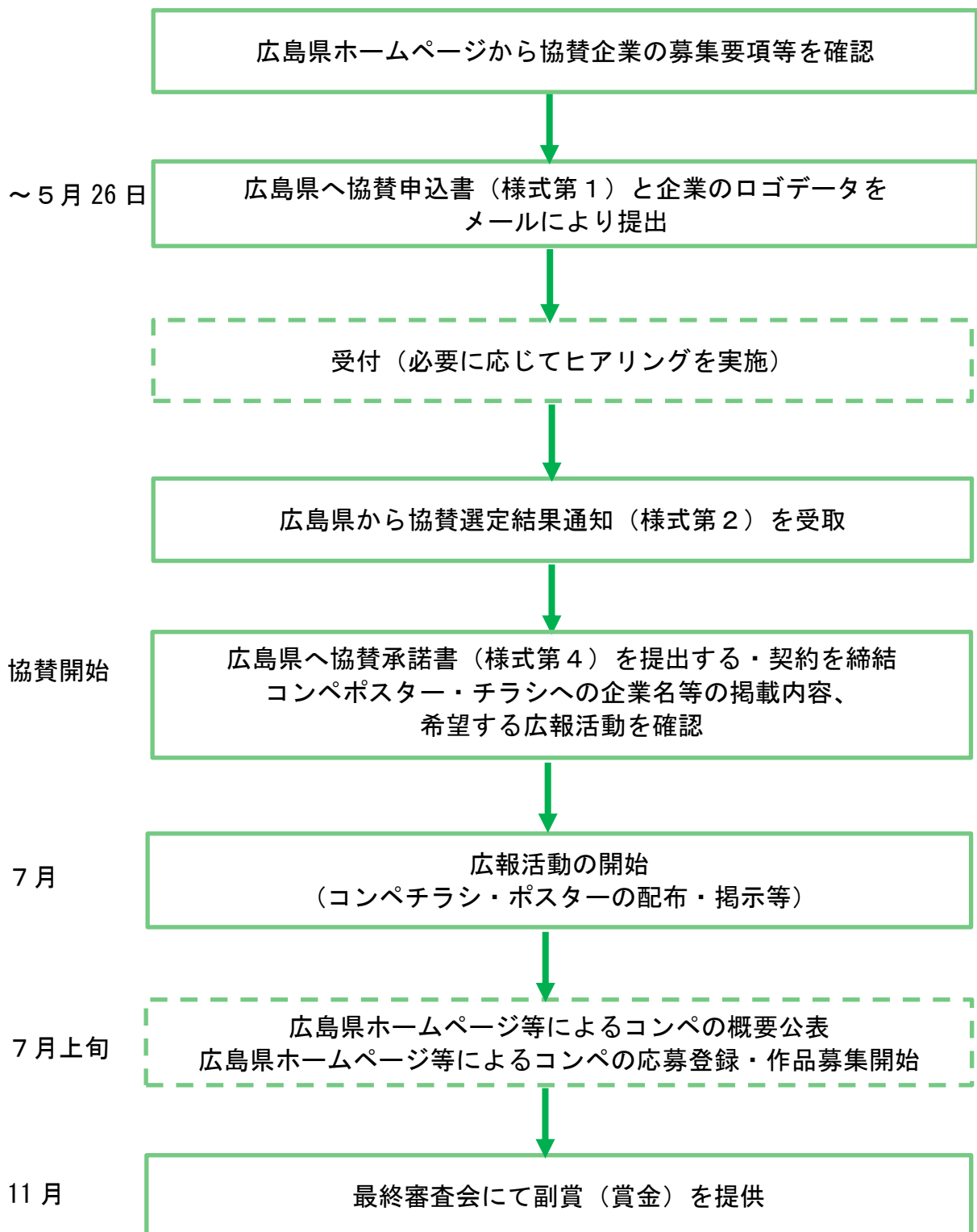
オ その他募集に関する規定等に違反した応募

(2) その他

ア 提出した提出書類は、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。ただし、広島県から補正を求められる場合は、この限りではありません。

イ 協賛企業を公正に選定できないなど、特別な事情があると認められるときは、選定時期を延期し、又は取り止めることがあります。

6 応募から協賛までの流れ



7 契約手続

(1) 契約の締結等

ア 協賛企業は、協賛企業選定結果通知を受けた日から5日以内に、(様式第3)「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2026」協賛承諾書を提出し、「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2026」協賛企業募集に係る契約書に基づき、広島県と契約を締結していただきます。

(ア) 契約は、「協賛企業」名義で締結することとなります。

(イ) 契約の締結に係る一切の費用は、協賛企業の負担となります。

イ 協賛企業が期限までに契約を締結しない場合は、その効力を失います。

ウ 契約書を作成し、各自その1通を保有するものとします。

(2) 契約保証金

免除します。

8 その他留意事項

(1) 関連規定の遵守

協賛企業は、本要領のほか、「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2026」協賛企業募集に係る仕様書及び「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2026」協賛企業募集に係る契約書に定める事項について遵守しなければなりません。

(2) 協賛申込の取り下げ

協賛企業は、自己の都合により協賛申込を取り下げることができますが、その際は(様式第4)「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2026」協賛中止申出書を提出して、(様式第5)「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2026」協賛申出中止承諾書により、広島県知事の承諾を得るものとします。

別表 協賛企業への特典

		1口	2口	3口	4口	5口	6口以上
コンペチラシ等に企業名及び企業のロゴマークを掲載 ※企業名の1枠の大きさは口数と協賛企業数により決定します。		○	○	○	○	○	○
公開審査会等における広報活動(資料配布等)		—	○	○	○	○	○
県から、前年度の公開審査会等の参加者(学生・一般)へ送付するメールに広報の文章や URL を掲載(文字数制限有)		—	—	○	○	○	○
公開審査会等の会場で右の秒数の動画広報を発信*	15秒	—	—	○	○	○	○
	30秒	—	—	—	○	○	○
	45秒	—	—	—	—	○	○
	1口増えるごとに15秒加算	—	—	—	—	—	○

※動画広報は別紙のとおり審査会等会場と、審査会等当日のWEB配信で発信することが可能

別紙 公開審査会等の会場における動画広報の発信について

- 発信ができる企業は、「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2026」協賛企業募集要項に記載の通りとします。
- 発信を希望する場合は広報動画を、（様式第4）「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2026」協賛承諾書提出時に併せて提出してください。
- 公開審査会等会場のプロジェクター等及びWEB配信（当日のみ）で発信することとします。
- 発信は口数の多い順とします。なお口数が同数の場合は、（様式第1）「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2026」協賛申込書の提出の早い順とします。
- 発信は次の表にある機会に行うこととします。

公開審査会等	キックオフイベント	最終審査会
開催時期	7月上旬	11月中旬
発信回数	2回（●部分）	2回（●部分）
プログラム	開場（開会 30 分前） WEB配信開始（開会 10 分前） 開会直前● 開会 設計概要説明 （60 分程度） 休憩（10 分）● 審査委員長による講演会 （60 分程度）	開場（開会 30 分前） WEB配信開始（開会 10 分前） 開会直前● 開会 プレゼンテーション及び質疑応答 * （前半 70 分程度） 休憩（10 分）● プレゼンテーション及び質疑応答 * （後半 45 分程度） 公開審査 （90 分程度） 表彰式 （30 分程度）

※一次審査(非公開)で選定された5者による。